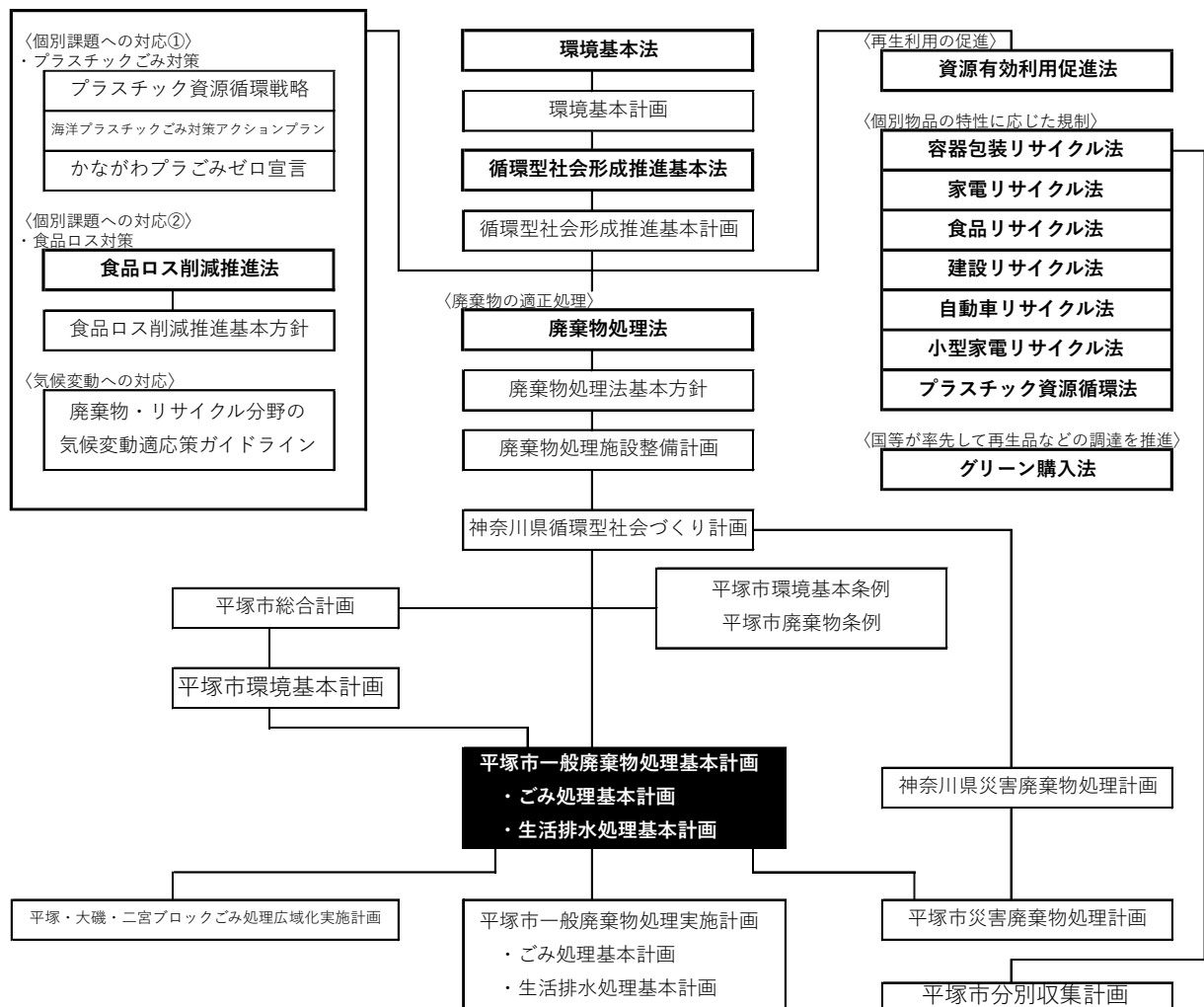


平塚市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について

1 平塚市一般廃棄物処理基本計画とは

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項並びに平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第10条の規定に基づき市町村が策定するものです。また、平塚市環境基本計画の下位計画に位置付けられ、廃棄物部門におけるごみの減量化や資源化、適正処理により環境負荷の軽減に努めることにより、脱炭素社会、循環型経済の実現に寄与します。自然豊かな環境を次の世代につないでいくため、ごみの排出抑制、再使用、再生利用等の実践とともに、できるだけ環境負荷をかけないリサイクル・適正処理を行いつつ、限りある資源の抽出やエネルギーの有効活用を推進していきます。



2 計画対象

本計画は、本市全域から発生する家庭系ごみ、事業系ごみの事業系一般廃棄物及び生活排水が対象です。

(1) 家庭系ごみ

分別区分	種類	主な処理施設
可燃ごみ	生ごみ、枯葉、靴、ざぶとん、吸殻、スポンジ等	環境事業センター
不燃ごみ	板ガラス、木材、植木鉢、鏡、かさ、陶器類等	破砕処理場
粗大ごみ	イス、タンス、机、テーブル、マットレス等	
●空き缶類	缶類	リサイクルプラザ ⇒民間事業者
●ビン	酒類、飲料水、調味料、化粧品等のびん	
●ペットボトル	 の表示のあるボトル (清涼飲料、しょうゆ、酒類、みりんの容器等)	
●容器包装 プラスチック (プラクル)	 の表示のある容器と包装	
●古紙類	新聞、チラシ、雑誌、本類、段ボール、紙パック、 その他紙類(名刺以上の大きさ)	民間事業者
●布類	衣類、カーテン、毛布等の布類	
●金属	金属類(やかん、なべ、石油ストーブ等)	
●廃食用油	使用済みの天ぷら油	
蛍光管	直管型蛍光管、環型蛍光管、電球型蛍光管	
有害ごみ	乾電池、血圧計(水銀)、ライター類	
●小型家電	小型家電回収ボックスの投入口に入る長さ 20cm 程度の電気や電池で動く家電製品 (例：携帯電話、ゲーム機、デジカメ、コード、AC アダプタ、イヤホン、CD プレーヤー、PC 付属品等)	
● せんていえだ 剪定枝	家庭の庭木を剪定した枝・幹	二宮町ウッド チップセンター

●：資源再生物

(2) 事業系ごみ

分別区分	主な種類	主な処理施設
事業系一般廃棄物	可燃ごみ、リサイクルできない古紙類	環境事業センター

※事業者が産業廃棄物として排出する、「容器包装プラスチック」、「ペットボトル」、「空き缶」及び「油」等は、計画対象外です。

3 基本理念に基づく施策の展開

本市基本理念のもと、3つの基本方針に基づき計画期間内に取り組む分野と展開する施策の柱を設け、市民・事業者・市がそれぞれの役割に応じた具体的な行動（アクション・プラン）を実践します。

基本理念	
『地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか』	
基本方針1 生活習慣や商習慣における5Rの定着・実践	
分野	施策の柱
(1)家庭系ごみ対策	① 生ごみ・食品ロス対策の実践
	② プラごみゼロ対策の実践
	③ 資源再生・リサイクル量の拡大
	④ 適正処理困難物対策の実践
	⑤ エシカル消費の実践
(2)事業系ごみ対策	① 生ごみ・食品ロス対策の実践
	② プラごみゼロ対策の実践
	③ 適正処理・リサイクルの促進
基本方針2 地域に密着した啓発・協働の推進	
分野	施策の柱
(1)市民・事業者・行政による協働の実践	① ごみの減量化・資源化団体等との協働
	② 美化推進団体等との協働
(2)情報共有・啓発の推進	① 環境配慮を促す情報発信（市民向け）
	② 環境配慮を促す情報発信（事業者向け）
	③ 環境教育・環境学習の充実
(3)不適正・不法排出防止等の啓発	① 不適正排出対策の啓発
	② 不法投棄対策の啓発
	③ ごみ・資源再生物の持ち去り対策の啓発
基本方針3 経済的、社会的、環境的側面のバランスが取れた廃棄物行政の運営	
分野	施策の柱
(1)安全で安定した処理体制の確立	① 収集・分別計画の推進
	② 中間処理・最終処分計画の推進
	③ エネルギーや資源を有効活用した温暖化対策
	④ 災害廃棄物等の処理に向けた備え
	⑤ 一般廃棄物処理業許可の運用
(2)新たな技術革新等の調査・研究	① 5Rや適正処理の調査・研究

4 令和7年度（2025年度）一般廃棄物の処理状況について

（1）一般廃棄物処理基本計画（メイン指標）

項目	単位	基準年度 H30 年度	中間年度 R7 年度 【中間目標値】	中間年度 R7 年度 【実績】	目標年度 R12 年度 【目標値】
①発生量あたり※ ¹ 排出原単位	g/人・日	871	758	748	703
②家庭系ごみ※ ¹ 排出原単位 （※ ² 資源再生物を除く）	g/人・日	491	440	420	390
③事業系ごみ総排出量	t	20,061	18,262	17,234	18,262
④家庭系ごみ資源化率	%	25.4	30.9	25.6	34.9
⑤総資源化率	%	25.4	29.5	25.1	31.8
⑥最終処分量	t	831	640	582	617
⑦*二酸化炭素排出量（i）	t-CO ₂	29,878	23,758	25,806	21,256

* 二酸化炭素排出量は平塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（2025年度～2035年度）の算定方式・数値・目標

用語解説 1

※¹ 排出原単位：一人一日当たりごみ排出量（単位はグラム/人・日）。人口が異なる他自治体と取組の効果を比較する際に使用。

※² 資源再生物：「空き缶類」、「金属」、「ビン」、「ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「古紙類」、「布類」、「廃食用油」、「小型家電」及び「剪定枝」。

ア 計画に掲げた目標値との比較

（ア）①発生量あたり排出原単位

⇒家庭系ごみと事業系ごみを合算した1人1日あたりの量

令和7年度の発生量あたりの排出原単位は748g/人・日であり、中間目標値に対し、目標を達成しています。

（イ）②家庭系ごみ排出原単位（資源再生物を除く）

⇒家庭系ごみのうち可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び有害ごみ（電池等）の1人1日あたりの量

令和7年度の家庭系ごみの排出原単位は420g/人・日であり、中間目標値に対し、目標を達成しています。

（ウ）③事業系ごみ総排出量

⇒事業系ごみのうち総量

令和7年度の事業系ごみの総排出量は17,234tであり、中間目標値に対し、目標を達成しています。

(エ) ④家庭系ごみ資源化率

⇒家庭系ごみのうち資源再生物の割合

令和7年度の家庭系ごみ資源化率は25.6%であり、中間目標値に対し、目標を達成していません。

(オ) ⑤総資源化率

⇒家庭系ごみと事業系ごみの総量に対して、焼却・破砕等の※³中間処理後資源化物を含む全ての割合

令和7年度の総資源化率は25.1%となり、中間目標値に対し、目標を達成していません。

用語解説2

※³ 中間処理後資源化物：「可燃ごみの焼却後の灰」や「不燃ごみや粗大ごみ等の処理後、鉄及びアルミ等」を回収した後の資源化物。

(カ) ⑥最終処分量

⇒遠藤原一般廃棄物最終処分場で埋立処理された量

令和7年度の最終処分量は582tであり、中間目標値に対し、目標を達成しています。

(キ) ⑦二酸化炭素排出量

⇒環境事業センターで焼却処分した「ごみ」のうち合成樹脂類を処分した際に排出される二酸化炭素排出量

令和7年度の二酸化炭素排出量は25,806t-CO₂であり、中間目標値に対し、目標を達成していません。

イ 主な取組について

(ア) リユースの意識付け（資料2）

(イ) 事業者から排出されるごみの分別調査（資料3）

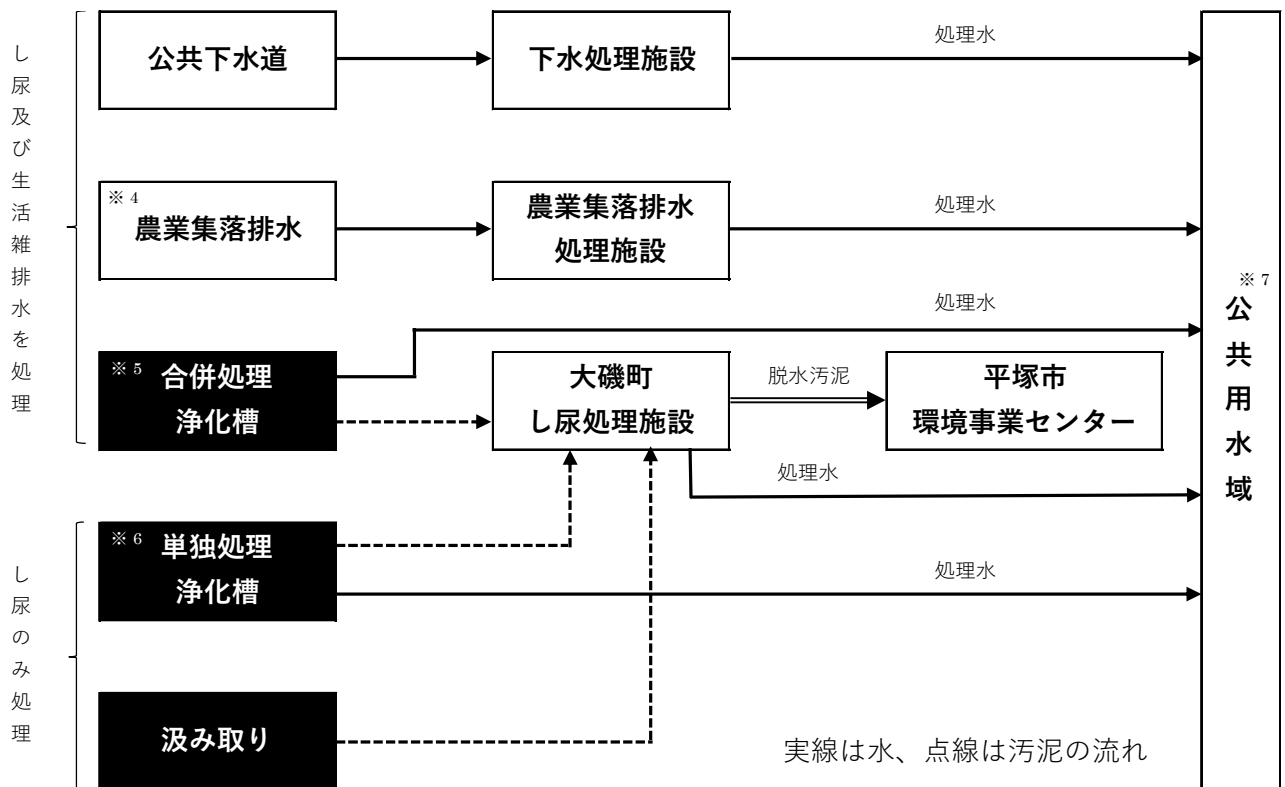
(ウ) 令和8年10月拡大分可燃ごみ戸別収集（資料4）

5 生活排水処理基本計画

本市では公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽（以下「生活排水処理施設」という。）の3手法により生活排水を処理しています。生活排水処理施設から公共用水域に排出する放流水に関しては、公共用水域の水質を保全するため、各施設において適正な排出に努めています。

一方で、浄化槽汚泥や汲み取り便槽のし尿は大磯町し尿処理施設で処理し、発生した脱水汚泥は平塚市環境事業センターで焼却しています。また、処理水は公共用水域に放流しています。

本市における生活排水の処理フローは次の図のとおりです。



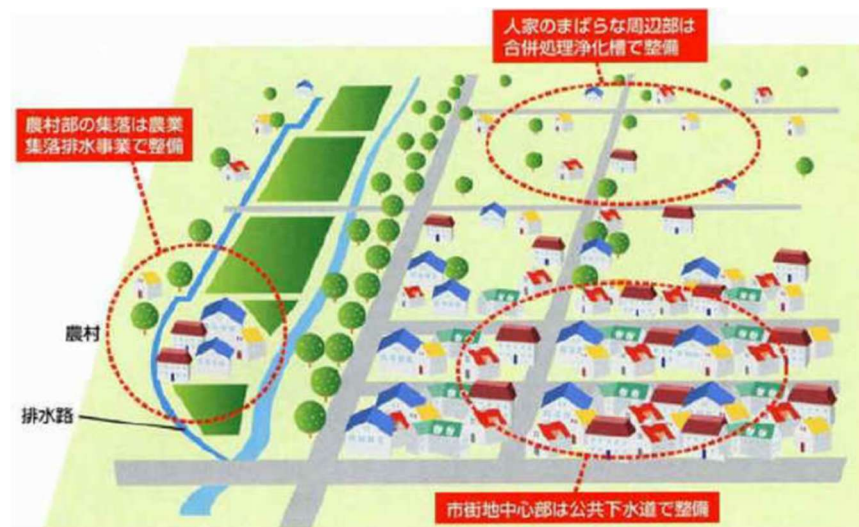
用語解説 3

※4 農業集落排水：農業集落におけるし尿、生活排水などの汚水等を処理する比較的小規模な施設。

※5 合併処理浄化槽：し尿や台所、風呂などから流される生活排水を、各家庭に設置された浄化槽内で微生物の働きを利用してきれいにする装置。

※6 単独処理浄化槽：し尿処理だけに対応している浄化槽。

※7 公共用水域：河川、水路及び海域等。



整備のイメージ

(1) 処理形態別人口

年度		計画処理人口	生活雑排水適正処理				生活雑排水未処理				生活雑排水適正処理率
			計	下水道	農業集落排水	合併浄化槽	計	単独浄化槽	汲み取り	その他	
H30	2018	258,004	255,176	250,549	2,981	1,646	2,828	2,248	580	0	98.9%
R1	2019	257,729	255,116	250,554	2,912	1,650	2,613	2,082	531	0	99.0%
R2	2020	258,422	254,723	250,257	2,864	1,602	3,699	3,243	456	0	98.6%
R3	2021	257,883	253,985	249,569	2,831	1,585	3,898	3,479	419	0	98.5%
R4	2022	257,713	255,336	250,844	2,765	1,727	2,377	2,000	377	0	99.1%
R5	2023	258,463	255,702	251,265	2,731	1,706	2,761	2,419	342	0	98.9%
R6	2024	258,380	256,024	251,678	2,684	1,662	2,356	2,047	309	0	99.1%
R7	2025	257,974	255,613	251,316	2,666	1,631	2,361	2,081	280	0	99.1%

ア 生活雑排水適正処理率は、横ばいあるいは微減微増で推移しており、総人口のうち99.1パーセントが公共下水道、農業集落排水及び合併浄化槽により生活雑排水を適正に処理しています。

(2) 生活排水処理量

年度		浄化槽汚泥					し尿		
		合計	合併浄化槽	単独浄化槽	排出量	1日当たり量	汲み取り	排出量	1日当たり量
		(人)	(人)	(人)	(KL)	(KL/日)	(人)	(KL)	(KL/日)
H30	2018	3,894	1,646	2,248	5,634	15.4	580	1,051	2.9
R1	2019	3,732	1,650	2,082	5,596	15.3	531	1,078	2.9
R2	2020	4,845	1,602	3,243	5,681	15.6	456	1,182	3.2
R3	2021	5,064	1,585	3,479	4,696	12.9	419	776	2.1
R4	2022	3,727	1,727	2,000	4,442	12.2	377	669	1.8
R5	2023	4,125	1,706	2,419	4,941	13.5	342	633	1.7
R6	2024	3,709	1,662	2,047	4,423	12.1	309	720	2.0
R7	2025	3,712	1,631	2,081	4,269	11.7	280	589	1.6

ア 生活排水処理量は、前年度に比べ約285キロリットル（4.5パーセント）の減少となりました。